

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○道路の区域変更（2件）	（道路課） 1
○道路の供用開始（2件）	（ 〃 ） 1
公 告	
○争議行為の予告	（雇用労働政 策課） （11・13掲示） 1

告 示

高知県告示第710号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年11月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年11月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 窪川船戸
- 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡津野町桑ケ市 字定邸546番1から 高岡郡津野町桑ケ市 字松浦1110番1まで	前	3.5 〃 111.6	816
	後	4.1 〃 111.6	816

高知県告示第711号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年11月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年11月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 東祖谷山大杉停車場
- 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
長岡郡大豊町中屋字 タイラ13番1	前	7.5 〃 8.7	17
	後	8.9 〃 11.6	17

高知県告示第712号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成24年11月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年11月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 窪川船戸
- 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡津野町桑ケ市字定邸 546番1から 高岡郡津野町桑ケ市字松浦 1110番1まで	816	平成24年11月27 日

高知県告示第713号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成24年11月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年11月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道

- 路線名 東祖谷山大杉停車場
- 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
長岡郡大豊町中屋字タイラ 13番1	17	平成24年11月27 日

公 告

平成24年11月13日付けをもって高知県厚生連労働組合執行委員長清遠由美子から次のとおり争議行為を行う場合がある旨の通知があったので、公表する。

平成24年11月13日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

- 事件
(1) 年末一時金について
(2) 夜勤手当について
(3) 増員について
(4) 連続休暇について
- 日時
平成24年11月24日午前零時以降、要求解決までの連日又は小期間にわたる期間
- 場所
高知県厚生連の全職場又は一部の職場
- 争議行為の概要
あらゆる形の争議行為を行う。